**第一次厚木基地爆音訴訟**

**最高裁口頭弁論集**

はじめに

　この冊子は１９９２年１１月３０日、最高裁判所で行われた厚木基地爆音被害訴訟（第一次）口頭弁論の原告側の弁論を収録したものである。尚、原告山口スエ子氏の証言については後から加筆・修正戴いたため、当日の弁論内容とは多少違っている点をお断わりしたい。又、参考資料として１２月２１日、横浜地方裁判所で行なわれた第二次訴訟の判決について、新聞の切抜きを掲載した。ご参照いただければ幸いである。

静かな空を求め不屈の闘いを

原告団長　鈴木　保

　一九八六（昭和六一）年四月九日、東京高栽判決で原告側全面敗訴となった、厚木基地騒音被害訴訟第一次訴訟が、昨年十一月三十日、最高裁において口頭弁論が開廷されました。当日の口頭弁論は、十三時三十分から十五時までの九十分間でしたが、原告弁護団のうち、八名の弁護士が交代で法廷に立ち、束京高栽判決の不当吐を肢害実態、差し止め、損害賠償の各論について、激しい抗弁を展開しました。

　この法廷は、味村裁判長と四名の判事により構成され、訴訟指揮が行われますので、三月頃には判決が出ると確信しております。

　また、騒音被害第二次訴訟は、提訴して八年の歳月が過ぎましたが、昨年の十二月二十一日、横浜地裁の佐久間裁判長により「差し止め請求の米軍関係は却下、自衛隊は棄却、騒音被害については認容し、損害賠償を被害程度に準じて認める」判決がだされました。米軍・自衛隊への差止めが却下又は棄却されたことは、私たち原告が提訴した真意をあまりにも判ってもらえなかった、怒りだけが残る判決内容であり、十二月二十五日東京高栽へ上訴の手続きを完了しました。

　これからも長い裁判闘争を展開することとなりますがどうか皆様方の変わらぬご支援をお願いしてご挨拶といたします。

弁論のはじめに　法の支配と常識

山　本　博

一　本件原審判決が出された時、日本の主要新聞各社はそれぞれその「社説」においてこれを取上げたが、いずれもその不当性を非難した。これは日本の報道界としては異例なものであった。各社の論説の視点、及びその論調に違いがあったが、共通している点は、「司法救済の幅を狭める」ことに対する憂慮と、原審判決が「常識を欠く」というところにあった。

二　「極めて政治性の高い国家統治の基本に関することは裁判所の審査権が及ばないという考え方は昭和三十年代から最高裁判所が採用するところであるが、この理論を濫用すると、司法の土俵を自ら狭めることになり、裁判所に対する国民の期待を失いかねない」　（読売新聞）・「　防衛問題を『高度の公共性』という名のもとに聖域化し住民の生活権をその下におくこの判決は誠に遺憾であり、司法救済の幅をいっそう狭めるものであって憂慮にたえない。・：東京高裁判決は公害判例の流れを逆流させるものであり、あらためて司法の『後退』を印象づけたといっても過言でない」（毎日新聞）。一日米安保条約の建前からすればヽ米艦載機の夜間離着陸訓練の確保が必要かもしれないが、だからといって、それを過密な首都圏のただ中で行う必要がない」（日経新聞）。「米軍自身が『不適』と判断している以上、行政府としては代替施設について誠意を以って検討し、騒音被害の解消・救済に当たるべきもの」　（神奈川新聞）とそれぞれ論じているのである。

三　各新聞の論説は、このような「安保・防衛聖域論」にヽ原審が司法的抑制の機能を果さなかったことに憂慮しているだけでない。［長洲知事ら関係首長は一様に『残念だ』としているが、厚木基地の騒音ヽ特にＮＬＰ（夜間離着陸訓練）の爆音のすさまじさを十分承知しているだけに納得がいかない（神奈川新聞）とその現実無視の態度を強く非難しヽそして「住民が『信じられぬ判決』と反発するのももっともだと思う」　（朝日新聞）とすら言及しているのである。

四　ことに原審判決が防衛聖域論と並んで「公共性」を強調するあまり、住民の人権を無視した論理を展開した点について、一様に非難している。即ち「この判決で、さらに問題としなければならないことは、被害住民に対する裁判所の理解が極めて低いことである。日米安保条約やわが国の防衛政策からみて、厚木基地が高い公共性を持っているとしても、だからといって基地周辺住民だけに騒音の犠牲を求め、何ら賠償しなくてもよいという理由にならない」　（読売新聞）という考えがその基調である。そして原審判決の理論の倒錯を次のように鋭くえぐっている。

　「公害発生源の公共性の程度により人体の我慢の限度に極端な差が生じるというのは国民の一般常識に照らしていかがか。むしろ、公共性が高ければ、その損害は受益者である国民全体で負担するという考えの方が公平の原則に合致しているはずである」（朝日新聞）。

五　われわれは、法曹の一員として、原審判決に強い心の痛みを感じる。それは、法曹の一員として、日本が「法の支配する」国家であることを望むからである。法の支配が尊重され確立されるためには「法の支配が正義であり、法の支配で正義が守れる」という一般的規範意識の存在が前提になる。そしてこの規範意識が定着するためには、法の解釈が国民一般の意識と遊離していないこと、つまり国民の一般常識から納得されるものでなければならない。本件訴訟は特定の思想を持つ一部の者の提起した訴訟でない。ごく普通に平穏な生活を営む住民が、我慢しかねて司法に救済を求めたものである。厚木基地の「暴力」ともいうべき騒音が一日も早く消えてなくなること、消すことが出来ないならその間その苦痛に相当な補償が必要だと考えるのはひとり訴訟の当事者となった原告だけでなく、基地近隣の各地方自洽体すべての悲願なのである。

六　日本国憲法第二五条は「生存権」を保障している。同条がこの生存権について「すべて国民はヽ健康で文化的な生活を営む権利を有する」と明記している点について、あらためて最高裁の注意を喚起したい。

　この憲法の保障が紙の上のリップーサーヴィスになるか「生きた権利」として法の支配を実現することになるかは、いつに最高裁の判断にかかっているのである。

本件訴訟の意味・重要性

宇　野　峰　雪

一　今、世界は人権と環境の時代

　人権救済活動は、人権侵犯の根絶をめざして、国家を超えて、あまねく世界にその輪を拡げている。環境問題についてみると、本年六月、地球サミットー環境と開発に関する国連会議」が開かれた。この会議の開催を決めた一九八九年の国連総会の決議は、次のように事が緊急を要することを訴えている。「環境はますます悪化し、地球の生命維持システ

　ムが極度に破壊されっつある。このままいけば地球の生態学的なバランスが崩れヽその生命を支える特質が失われて破局が到来するであろう。」と。

　騒音公害は、環境問題のなかでも、直接五感作用を刺激し、日常生活と健康を破壊するので救済は急を要する。

　日本は、先進工業国の確固たる地位を築く過程で、公害先進国の汚名を受けたが、公害は、まさに人権侵犯、であり、環境問題は人権問題である。この認識は、今や世界共通のものとなってきている。

二　厚木基地の爆音は人権侵犯

　一九六〇年ヽ厚木飛行場が拡張されて、ジェット機の訓練が激増した。基地周辺住民は、厚木基地爆音防止期成同盟を結成し、横浜地方法務局に対し、人権侵犯であると訴

　え、調査・救済を求めた。これに対し、法務省人権擁護局長は、一九六四年一〇月、調査の結果を防衛施設庁に回付した。その調査の結論の要旨は、次のとおりである。

　「本件騒音が、住民の基本的人権を侵害するものであるかどうか、にわかに決し難いところである。しかしながら、憲法の理念としている基本的人権の尊重の観点から考えると、このまま放置することはできない問題である。」

　騒音が基本的人権の観点から放置できない問題であることを正しく把えていたにもかかわらず、人権侵犯であると断定することを避けることによって救済しようとしなかった。

　当時同盟が批判したように、被害の実態を把握せず、また、その影響を軽視したもので、高裁判決に通じるものがある。

三　八五ホンを超える騒音は暴力

騒音が刑法二〇八条の暴行罪として処罰された例は、最高裁判所の昭和二九年八月二〇日の判決をはじめ、いくつもある。

　本年一〇月、神奈川県は「拡声機の使用による暴騒音の規制に関する条例」を公布した。この条例では、拡声機からＩ〇メートル以上離れた地点で八五デシベルを超える音を暴騒音として、これに反すると六月以下の懲役もしくは二〇万円以下の罰金に処するものとされている。

　この条例の、言論の自由との関係などの問題点はひとまずおいて、条例の趣旨が、八五デシベル（ホン）を超える音を犯罪であるとしていることが注目される。

四　最高裁は環境を守る最後の砦

　最高裁判所は、人権擁護の最後の砦である。環境問題は人権問題であって、最高裁判所は環境を守る最後の砦でもある。かつて石田最高裁判所長官は次のように述べている。「環境問題は先進諸国に共通の難問であり、これを解決し、豊かな環境を取り戻すことは、全人類の課題である。根本的な解決までの間、被害者を適正、迅速に救済していくことは民事司法の果たすべき重大な職責といわねばならない。」

　その時から二〇年以上経過した現在、根本的解決までの間の解決だけではなく、根本的に解決すること自体が司法の果たすべき職責となっている。

　本件騒音は、これを止めることが根本的解決であるが、これを止めることは可能であって、決して不可能を強いるものではない。

　人権侵犯であり、暴力である飛行機の爆音をヽ過去の損害賠償だけで済ますとしたら救済したことにはならない・

　人権侵犯と暴力が、引き続き大手を振ってのさばることを司法が放置することは許されない。

　自衛隊機と米軍機で住民が受ける被害が異なるという性質の問題でもない。米軍にも日本の国内法を尊重すべき義務がある。裁判所が国に対して、米軍機の差止を命じれば、

　国は裁判所の命じたところを法の実現として米軍に遵守することを要求すればよいのであって、不可能を強いるものではない。

五　聴く耳をもつ

「原告らが、この裁判で求めているのは、静かな空を返してほしい、という一点に集約されます。夜の安らかな眠りがほしい、夕べの家族団吏のひとときを奪わないでほしい、子供を健全に育てたい、難聴や耳鳴りや頭痛やイライラ、ストレスから開放されたい、飛行機がいつ頭上に落ちてくるかわからないという恐怖から逃れたい。そういう人間生活にとって最低限の要求にほかなりません。」

　今は亡き飛鳥田一雄弁護士が、厚木基地第二次訴訟の第一回口頭弁論で陳述した。上告人らは、裁判所に対して、是非共住民が日々襲われている爆音を聴いてほしい、あの耳をつんざく爆音を聴けば、住民の受けている苦しみは、同じ人間として理解できるはずだと信じた。高裁判決は、しかし、爆音を聴いたものの、住民の期待を裏切った。神奈川新聞は、受忍限度内と判決する裁判官は、【どんな耳をもっているのだろうか。】と書いている。

　栗原防衛庁長官でさえ、受忍限度を超えているのは事実と思うと述べた位で、国が争うことさえ、ひどいことだと思えるが、心から差止を求めている上告人らの声が爆音に消されて裁判所の耳に届かないことがあってはならない。

侵害行為の評価について

福　田　護

上告理由第三点に関連して、騒音等侵害　行為の評価に対する原判決の誤りについて述べる。

一　まず最初に、軍用機というものの騒音の異常なうるささヽその影響の大きさを、ご理解願いたいと思う。

　厚木基地に離着陸するジェット機騒音は、ピークレベル110ホン前後は当たり前で、120ホン前後に達することもしばしばである。110ホンの音というのは、新幹線の最もうるさい無道床鉄橋脇ゼロメートルでもこれに達しないほどの激甚な音でありヽ120ホンの音とは、その10倍のエネルギーをもち、人の耳に約二倍大きく聞こえる、比較を絶した巨大音なのである。

　民間航空機では低騒音化のための対策が重ねられてきているが、軍用機は戦闘能力等が最優先されるため、低騒音化対策は全く施されていない、金属音もそのままに、いわばハダカの騒音がばら撒かれている。

　また、軍事空港における離着陸は、不定期、不定時に行われ、周辺住民はいつ爆音が襲い来るか予測のつかない状態に絶えず置かれており、このことが日常生活への影響を一層大きなものにしている。

　軍事空港にあっては、そういう不規則な離着陸がヽ深夜の静寂を引き裂いて行われることも数多い。しかも厚木基地では、人々が落ち着いた静かな時間を特に希求する、夕方から夜一〇時ころまでにかけて、ＮＬＰ（夜間離着陸訓練）　その他による飛行騒音が、格段に多いという特色がある。

　以上のような特質は、当然、騒音のうるささ、影響度を大きく高める重要な要素となっているのである。

二　ここで、原判決が年間平均五八日程度として、これをもってしても違法性はないと判断した、ＮＬＰ実施日の実態であるが、弁論要旨一九頁の表をご覧いただきたい。

　これは、原審に提出した書証の一部から、ＮＬＰ実施日二日間の、特徴的、典型的な例をとりあげ、早朝から深夜まで一時間ごとに、騒音回数ヽ最高音、騒音持続時間をまとめたものである。

　ここから、この騒音の下で暮らす人々の生活かどういうものとなるか、想像力を働かせていただきたい。

　この例では、夜も明けやらぬ午前四時台から爆音が轟きヽ深夜も一一時台に及んでいる。日中の頻度も、多い日には平均二、三分に一回に及び、しかもそれは予告されているわけではないから、人々はいつも、そんな日の状態になることを覚悟していなければならないことになる。

　そして夕方五時以降、家族生活の核ともいうべき時間帯、厚木基地一帯は1、2分に一回にも及ぶＮＬＰの轟音の巷と化するのである。普通に人が住む地域なら静まり返るはずの夜八時、九時になっても、ここではまだまだ100ホン、110ホンを超える爆音がうなりをあげている。

　こんな異常かつ異様な日が、年に数日でもあったら、もうたくさんである。人は、こんなところに好んで居を定めはしない。裁判官は、こういう地域に住む気持になれますか。ましてや、原判決が認定するようにヽ一年の六分の一にも及ぶ日々が、この爆音の渦に流され、奪われていくとしたら……。

　これをしも耐え忍べと言い切った原判決は、余りに非情であり非人間的であって、常軌を逸したものと言わざるをえない。

三　軍事空港においては、もとより日によって騒音状況の変動がある。そして原判決は、「比較的静穏な日もある」ことを「顕著な特色」と強調している。しかし人間は、静かな日が何日かあればその地域を全体として静かな環境だと評価できるものでは決してないし、騒音を平均値で把えるわけでもない。　人間の感覚と生活上の混乱は、騒音の大きい方の値

　によって基本的に左右されるのである。しかも、厚木基地周辺地域の騒音状況は、昭和五七年ＮＬＰ開始以前にあっても、また空母が横須賀を出港中のときでも、決してなまやさしいものでないことは、原判決が証拠に基づいて正面から事実を認定していれば、明らかだったはずのことである。

四　そして、このように、ある時は集中的にヽある時は不意に、予測もつかず波状的に襲い来る騒音のもとで、人々の日常生活は根底から攬乱されているのである。

　騒音によって奪い去られた時間は、決して戻らない。時間というものの貴重さを静穏な時間の大切さをヽ裁判官という職にある方々は人一倍よくお分かりいただけるはずである。

　更にまた、騒音によってかき乱された人の心と生活は、その平衡をとり戻すのにも時間がかかり、負担とストレスを強いられるものであることも、ご理解いただけるものと思う。騒音自体は一過的であっても、人の心理、生理、そして生活は、決して一過的ではない。

五　さて、原判決は、以上のような侵害行為の実態を直視しようとせず、ことさらに厚木基地周辺の騒音状況を低く評価しようとした。その破綻は、原判決が大阪国際空港との比較を論じている点に端的に現われている・

　原判決は、一方でヽＷＥＣＰＮＬという航空機騒音評価尺度を「現在の学問水準において最も合理的なものの一つ」とする第一審判決判示部分をそのまま引用しながら、他方なぜか、大阪国際空港との比較において、このＷＥＣＰＮＬを用いようとしなかった。

　そして、強引な推定のもとに離着陸回数の相違等を強調するのであるが、ＷＥＣＰＮＬという評価方法は、この騒音回数はもちろん騒音レベル等他の要素をも組み込んで、騒音のうるささの程度を総合的、科学的に評価しようとするものである。原判決は、　その一部分だけを恣意的につまみ食いして自らの非科学性を披渥するものにすぎない。

　例えば、騒音回数が二・八倍になることはうるささが二・八倍になることを意味せず、ＷＥＣＰＮＬ値が約四・五上がることを意味するにとどまる。そして大阪国際空港のＷＥＣＰＮＬ値は、この騒音回数を組み入れた結果として表示されているものである。

　原判決自身も「最も合理的」と認めるＷＥＣＰＮＬの算定結果によって大阪と厚木を比較していれば、そこに彼此巡庭は見出しえなかったはずである。原判決の理由組匪は余りにも甚だしい。

ＷＥＣＰＮＬという評価方法の合理性を前提とする限り、同じＷＥＣＰＮＬ値の地点では、飛行場は違っても、その騒音の程度、影響の程度は基本的に変わらないのである。

六　原判決以降、厚木基地の騒音状況はますます悪化の度を加えている。騒音回数の増大はもちろん、今年にはいっても、二月の進学受験期の真最中にも連日ＮＬＰが実施されたし、四月には三度にわたって人家密集地上空でアクロバット飛行が繰り広げられた。

　日本人の人間性など眼中にないかのような、傍若無人の飛行活動と騒音の激化の実態がここにある。原判決は、このような事態の進行に対する司法による歯止めを全く失わせヽこれを助長したものとの非難を免れない。　外国の空母に母港を提供し、その艦載機の常駐基地ヽ訓練基地を恒常的に提供しているのは、世界で唯一日本だけである。当然、ＮＬＰが継続的に行われる海外の航空基地の存在も日本だけのことである。その類似例をみない訓練基地が、人口稿密な日本の首都圏、しかも神奈川県で人口密度第三位の大和市の只中に存在し、その市街地の真上で訓練飛行を繰り広げている。まことに、異様な光景ではないか。

　基地周辺のＷＥＣＰＮＬ七五のコンタｆ内には、およそ四〇万人の人々が生活している。この膨大な人々の平穏な時間を奪い、怒りと苦しみ、悲しみを押さえつけながら、被上告人国は、この基地で米軍機の着艦訓練等を継続させ、自らも自衛隊機の離着陸を繰り返してきた。そして原審東京高等裁判所も、この非情な加害行為に司法の名においてお墨付を与えようとした。

　これが罷り通るとすればヽ日本はもはや文化国家というに値しないし、平和国家というにほど遠いと言わなければならない。

被害の深刻性について

　　　（上告理由第４点に関して）

野　村　和　造

　原判決の航空機騒音の被害の認定の誤り、上告理由第４点について以下述べることにします。

一　航空機騒音被害の深刻さは、大阪国際空港事件でも明らかにされてきています。ところが原判決は、　その現場検証の結果を主要な根拠として、被害が家屋や防音工事により減少する、たいした問題ではないような認定をしているのです。

　検証調書のなかには確かに次のような記載があります。「第一審原告代理人や第一審被告代理人が指示説明中に航空機が頭上を通過して大きな音を発すると発言者は、その都度発言を中止し、航空機の通過後発言を続ける状況であったが、検証の場所を取巻いていた近隣に居住していると思われる婦人達は、航空機が通過して大きな音を発している間も発言を続けていて、その音声は代理人らの音声に比較して大きくかつ高音であるため、ニメートルくらい離れていても航空機の発する音の中で意味内容を聴取することが出来た。」。

　原判決はこの一部を取り上げ、「激しい騒音下でも、或る程度は日常会話が行われる可能性があることが示されている。」判示しています。

　しかし、国の代理人を含めて話ができないような騒音の激しさのもとで、なおかつ婦人達がなお且つ大声で発言を続けざるをえなかったのは裁判官に少しでも被害の実態をわかってほしいという思いからであり、このことは普通の想像力をもってすれば容易にわかるはずのことです。婦人達は日頃接することができない、声が届かない裁判官に、一言でも苦しみを伝えたいと思ったのです。このような大声での訴え、まさに被害者の「叫び」をもって［日常会話］がおこなわれるという原判決の判示のしかたは被害者に対する悪意さえ感じさせます。

二　そして原判決は家屋の遮音効果や防音工事の効果を重視します。さらには、防音工事の効果を認めない内容が書いてあるからといって陳述霧の信用性に疑いがあるという立場までとっているのです。しかし、それらは被害に悩む住民の声を無視したものです。しかもアンケート、研究あるいは専門家の意見などもなんの根拠もなく排斥しているのです。

　無言電話が何度もかかってきてうるさくてしょうがないとの訴えに対して、一度電話の音を聞いてたいしたことはないと感じたから被害者の訴えは誇大であると判断する。わずかな現地検証の結果をもって被害を否定するという原判決の態度はこのようなものです。

　仕事で疲れきって帰りやすらぎを得る。睡眠をとる・明日の活力を養う・体の具合いが悪ければ休んだり寝たりする。体の弱い老人も子供もいる。これが住居です。人間が最も無防備なところに、いわば土足で侵入して来る爆音の被害について、原判決には最低限の想像力もありません。

三　特に、厚木基地の騒音はつぎのような特徴をもっています。先ず第一に音源対策のない軍用機の騒音であり、その最高音も高いこと。　第二に航空機の飛び方やコースも不規則で、例えばＮＬＰのように集中豪雨的な爆音が襲ってくること。第三に悲惨な墜落事故が現実に何件も発生し、落下物なども多数ありヽ危険性を伴う騒音であること、などです。

　このもとで、深刻な被害が発生しています。例えば平成二年六月一〇日の神奈川新聞では厚木基地周辺の市が苦情電話に追いまくられていることを報道しています。「病人がいる」「赤ん坊が眠れない」「戦時中でもこんな騒音はなかった」「母親が赤ん坊を連れて実家に里帰りしている」「騒音を知らずにマンションに入居してしまった」などの声。ＮＬＰの間は都内のホテルに宿泊することにしているが早めにＮＬＰの予定が公表されないと予約がとれないというお年寄りの訴え。電話口で泣き出す人もいるというのです。苦情の内容が重いだけに電話口で職員も疲れ切ってしまうといいます。この時のＮＬＰについては一七日間で苦情が3300件に上ったと報道されています。

　また今年の四月には基地解放日の曲芸飛行にむけてアクロバット飛行訓練が、自治体の抗議にも拘らず民家上空で繰り返されヽ住民は恐怖におののきました。住民を無視したやりたい放題のことがおこなわれています。

四　原判決は、これらの無法な侵害行為の受忍を住民に強い、免罪し、その結果被害は拡大累積してきているのです。　特に幼児や老人などのいわゆる弱者に対しては、きわめて大きな影響が生じています。これからの日本をささえていく者や今の日本の繁栄を築いてきた人々に対してあまりにもひどい仕打ちといわざるをえません。

　住んでみなければわからないと住民が口々に訴える、表面的な観察だけではわからない深刻な被害。このような中で多数の住民が苦しんでおり、これ以上放置することが許されてはなりません。　一刻も早い救済を願ってやみません。

爆音下の幼児達（要旨）

　　　　　学校法人実生学園理事長

　　　　　　つるま幼稚園　　山　ロ　スエ子

　私は滑走路の北の端から二千メートル弱にある小さな幼稚園の理事長です。二千メートルは遠い距離ではなく５～６秒出来るあっという間の所です。

　爆音は子供達には耐えられません。子供が人差し指で耳を塞いでいます。遊戯を中断したりしています。

　昭和三十七年から今日までの厚木基地関連航空機の事故は大小合わせて百二十三件、その中で墜落五十二件、不時着十九件、恐ろしい実態です。人の子供を預かるという仕事のおそろしさ、難しさを身に染みて感じています。

　今年五月、三重県からきた五歳の子供は二日目から飛行機がこわいから幼稚園に行きたくないと言出しました。飛行機の爆音は乳幼児にはおそろしい物です。

　浅野としゆきという昔園児だった者が来年三月国立大学を卒業しますが、卒論に「居住地での爆音の与える影響」を取上げています。

　地裁で私は幼児の実体を述べたが、現実に音のない中で、説得力は空疎であり、空しかった。爆音にさらされている日の童話も中断々々で、幼児の心にしっくりとは夢を拡げてくれません。

　原告団は今日まで、提訴以来ニト・二年の長い歳月の間、たゆまぬ努力をしてまいりました。今は「裁判の行方を見守りたいと思っています。」

　飛行機の作り出した音が、人間の作り出した最も巨大な音であります。一晩でも皆さんに是非直接あの音を聞いて頂きたい、

その事を切にお願いし、私の弁論を終ります。

差止請求（上告理由第一、二点）

岡　部　玲　子

　本件一審判決を聞いた時、上告人らがまず第一に言ったのは、「カネなんかいらない、差し止めを認めてほしい」ということでした。厚木基地の激甚な騒音の差止請求は、周辺住民全体の悲願でもあり、周辺地方自治体の悲願でもあります。代理人らの手元には、神奈川県及び基地周辺七市から被上告人国に宛てられた実数にして六、七百、のべ千を超える要請文が集まっています。厚木基地での夜間離着陸訓練の即時中止を求め、飛行時間等制限の遵守や騒音の軽減を求め、厚木基地の移転や縮小を求める要請があります。つまるところ、これらは騒音差止の申し入れであります。

　本件騒音差止請求は、騒音によって住民に被害が出ていることを理由に、一定の時間帯、一定のレベルを超える騒音の差止を求めるものでありますが、その請求構造はヽ例えば、隣の町工場の騒音によって被害を受けているから、差止を求める、という通常事件の騒

音差止と何ら変わるところはありません。人格権侵害を理由とするこのような差止例が、請求例としても認容例としても、決して目新しいものでないことは、上告理由補充書で以前にお出ししました一覧表からもご覧いただけるところであります。

　ところが、原判決は、差止請求について、実質判断をすることなく、これを却下しました。その論理構造を検討したいと思います。

一　まず、自衛隊機についてですが、原判決は、騒音差止判断はヽ要するに高度の防衛政策による運用の是非にかかわり、統治行為ないし政治問題の領域についての判断を求めるものであり、いわゆる統治行為論の考え方によって裁判所は判断をなしえない旨を述べます。被上告人は、いわゆる統治行為判例として、日米安保条約の合違憲が問題となった砂川事件最高裁判決やヽ自衛隊の合違憲が問題となった長沼事件高裁判決の例を挙げ、原裁判所もこれらの判決文の表現を念頭に置いたものと思われます。しかし、これは、本件に関しては全く的外れであります。本件差止請求は、激甚な騒音によって被害が及ぼされていることを理由とするものであり、自衛隊の存在が合憲であるか違憲であるか、国の防衛政策が適切であるか不適切であるかは、この請求原因とは何らかかわりもありません。仮に自衛隊が合憲であり、その防衛政策が適切であっても、自衛隊の車両が誤って人をひけば、それは違法と考えられ、他人の土地を勝手に占拠して基地を設置して所有権を侵害すれば明渡しを求められ、備品を購入したら売買代金を踏み倒してはならないのであります。被害防止を怠って、騒音公害を発生させ、周辺住民に被害を及ぼしてはならないのは、これと全く同様です。

　なぜ原判決はこのような初歩的な誤りをしたのでしょうか。原判決は、日中について六五ホンを超える騒音差止を全部認容したら、厚木基地の基地使用の全面停止か大幅な制約を課するに等しいと述べ、これを右の前提とします。しかし、これは、例えば、公害排出を差し止められた私企業にとって、公害差止の結果、当該工場の操業に支障を来すかどうかということと同様、単なる事実上の影響にすぎません。このような事実上の影響をどうカバーするかは、当該企業、本件の場合は被上告人国が考えればよいことで、当事者が裁判所に判断を求めるような事項ではありません。仮にこのような事実上の影響を考慮にいれるとすれば、それは実体上の判断たる受忍限度判断の要素の一つでしかありえないのであって、訴えの適法・不適法とはかかわりがないことであります。更に言えば、原裁判所がこれを受忍限度判断の要素として均衡を考え、上告人らの請求の全面認容ができないというなら、均衡の取れる点で一部認容をすればよいだけのことであります。このような事実上の影響と、法的な請求内容の混同が原判決の誤りを生じた原因と断じることができると考えます。

　なお、被上告人らか主張し、原裁判所が述べる統治行為論は、防衛政策と何らかのかかわりあいのある領域に一切裁判所が判断を下してはならぬという［防衛聖域論］とでもいうものであり、従前のいわゆる統治行為論判例が、判断回避を自衛隊等の合違

憲に限っていたことと比べ、全く異質なものであります。

　上告人らは、統治行為論概念一般は、三権の相互抑制によってなりたつ憲法上の三権分立制度にも、法の支配の理念にも反する遺憾極まりないものと考えるのですが、原判決ないし被上告人の主張するような特殊な「統治行為論」の論理的帰結は、厚木基地の公共性について裁判所がその存否の判断を下せない、というだけのことであります。騒音による権利侵害と被害をその内容とする上告大らの請求原因にとっては、防衛政策の適否や合憲性に何の関係もなく、一方、被上告人の主張する厚木基地騒音の公共性は、厚木基地の活動か位置づけられる防衛政策の適切性や憲法秩序の中での適合性の判断を当然に求めるものであるからです。

二　米軍機騒音の差止について検討します。

　　原判決は、米軍機の騒音差止を被上告大が実現する方法は、外交交渉か日米合同委員会での協議を求めるしかなく、このような交渉を上告大が求めるのは行政行為の義務付け訴訟であって許されない旨を述べるのですが、これは二つとも間違いであります。

　　一定の民事上の給付判決を履行するために、何らかの行政行為を必要とするのは、債務者が公共団体であれば当たり前であります。「金○○円を支払え」という給付判決を履行するためにも、公共団体は予算支出行為や出納行為を必然的になさなければなりません。だからといって、「金○○円を支払え」という請求は、予算支出行為や出納行為という行政行為を求める義務付け訴訟であるから許されないというような議論をする大がいるでしょうか。民事的不作為給付請求である本件騒音差止請求と、これを履行する手段たる行政行為との関係は、これと全く同様であります。

　第二に、厚木基地のうち本件騒音発生の原因となっております飛行場部分は海上自衛隊厚木飛行場という名称の被上告人の施設であります。この部分を被上告大は、日米安保条約に基づく地位協定土条四項によって、米軍に一時使用させているわけです。

この一時使用の趣旨については、かつて、内閣委員会において被上告人の政府委員が説明をし、飛行場部分の使用は、厚木基地内の米軍専用部分への出入りのため、「その都度」認められるものとしております。証拠として被上告大から提出された、日米合意の経緯資料にもその旨が記載されています。すなわち、飛行場部分の米軍の使用は、同地位協定三条

一項中文に基づき、出入りの便を図るため、被上告人が［関係法令の範囲内］で米軍に対し、必要な措置を取るという趣旨でその都度認められるものであります。

　この趣旨は、実は米国側からも主張されているのです。厚木基地周辺及び横須賀市の市民が米国のコロンビア地方裁判所において、米国政府当局者に対し、国家環境政策法に基づいて提起しているＮＥＰＡ訴訟というものがあり、これはいわばアメリカ式差止訴訟であります。米国政府当局者は、同訴訟の中で、米軍は日本の設定する環境基準を遵守・尊重することになっており、施設や区域への米軍の出入り（access）は、地域協定三条一項によって日本の法律と規則の範囲で行われること、厚木基地での米軍の活動についての環境評価は日本政府が引き受けてきた事項であること等を主張し、訴えの却下を求めています・米国政府当局者は、どういうわけか米軍機騒音差止について実体的な判断が当審で争われていると思っているらしく、この点の判断は日本の最高裁で審理中であるから、米国裁判所が審理をなすことは、まぎれもない日本の事柄（distinctly　Japanese　matters）に介入することになるとさえ主張しています。

　以上のように、被上告人の施設たる海上自衛隊厚木飛行場は、そもそも一時使用の趣旨からしても、米軍が自由に使用できるものではなく、米軍機が環境基準ないし裁判所の差止基準を守らずヽ付近の住民に被害を及ぼすような出入りをなすのなら、被上告大はその都度出入りをさせなければいいだけであります。ましてや、現在飛行場部分でなされているような訓練飛行は、日米両国の合意内容たる出入りの趣旨を明白に逸脱するものであり、被上告大が協力をしなければならないような理由は何らありません。

三　このように、外交交渉ないし協議をしなくとも、米軍機の騒音差止を実現する手段は被上告人にはたくさんあるのです。例えばヽ日米合同委員会ではすでに飛行方法、飛行時間帯などの取り決めがされており、米軍はこれを現に遵守していないのですが、遵守しなければ使用をさせない、という手段で多少なり騒音を軽減させることは、少なくとも可能です。

　また、航空機騒音障害防止法によって、運輸大臣が米軍機に対して飛行方法などの指定をなすことも、法的に何の支障もありません。片や、自衛隊機の騒音については、自衛隊法一〇七条五項に基づいて、防衛庁長官が民間機の騒音証明制度と類似の訓令を発することをはじめとして、差止実現のための諸手段を有することは自明であります。

四　最後に、本件一審判決が述べる「防衛行政権」なる考え方について一言述べます。自衛隊施設における自衛隊機の飛行騒音に関しては、周辺住民を法的にあるいは事実上拘束するような許認可行為は考えることができません。この点は、民間航空会社に対する許認可が問題になりうる大阪空港事件とは事案が異なります。一審判決は、「行政訴訟によるならともかく、民事訴訟で本件差止請求をすることはできない。」というのですが、本件のような自衛隊の事実行為の類型について、行政訴訟をなすことができないことは、既に第一小法廷における日本原事件判決に示されているとおりです。

公　　共　性

佐　藤　優

一　まず初めに原判決の基本的な価値観であります「防衛の前に人権なし」、「国家あっての人権」という考え方についてであります。

　　原判決は、次のような判断をしております。「本件飛行場の使用、供用行為一のＩ。高度な公共性を考えると」、「情緒的被害、睡眠妨害ないし生活妨害のごとき」被害はヽ「原則として」「受忍限度内にあるものとして」慰籍料請求は許されず、かつ、身体的被害が存在する場合でも、「更にその他の事情を併せ考慮し」たうえで慰籍料請求が許され得る。

　まさに、防衛の前に人権は存在しないかの如き説示であります。われわれは、この軍事最優先の考え方に重大な危機感を持たざるを得ないのであります。

　原判決は、また次のようにも述べております。

　「一国の防衛は、国家の存在と安全を確保し、国民経済の発展と国民の福祉をはかるうえに緊要の事項であるばかりでなく、世界の平和と安全に関係する政治外交上の重要問題であって、国民の自由と基本的人権もこれによって確保される面をもつ。」

国際人権諸条約が多数の国によって批准されヽ人権保障の基準が国境を超えて国際的に設けられ、また、自由権規約第一選択議定書が国連において採択され、人権侵害につき国家主権の枠を超え、国連に対する個人の申立権すら認めようとしているのが今日の国際社会の人権状況であります。

　Ｇ７のメンバーであり、国連の常任理事国を目指している世界の最先進国であるわが国において、裁判所がこのような「国家あっての人権」と言わんばかりの判断をしたのであります。

　実に寒々しい感がするのを禁じ得ません。原判決が、過去の損害賠償請求すら棄却した究極の理由は、「防衛の前に人権なし」、「国家あっての人権」とするこの価値観にあります。

　このような前時代的な価値観は、必ず否定されなければなりません。当法廷が、最先進国であるわが国にふさわしい判決をされるものと確信しております。

二　次に、原判決が公共性の具体的内容について判断を拒否したという点についてであります。原判決は、本件飛行場の使用、供用行為についてきわめて高度の公共性を認めました。ところが、その具体的内容については、「政治部門の選択と判断に委ねられている」とし、その判断を拒否しております。　上告人らに対し特別の受忍を求めるのでありますから、その理由を誠実に説明しなければならないはずです。

　　本件飛行場の使用、供用行為の公共性については多くの疑問が存在します。そもそも現行憲法体制下において、軍事につき公共性が認められるのか、何故、米軍空母の唯一の海外母港が横須賀であり、その訓練が本件飛行場において行われなければならないのか、人口密集地に軍事飛行場を維持し、しかもそこでＮＬＰまで行う理由があるのかなどです。

　　判決の生命は説得力にあり、当事者が納得できる説明をしてはじめて判決の結果を当事者に受け容れさせることができるはずです。原判決は、この重大な責務を果たさず、強権的に上告人らに対し特別の受忍を一方的に強いたのであり、その不当性は余りにも明白であります。

三　最後に、不公平を拡大する原判決の論理について述べます。

　　われわれは、損害賠償について公共性を受忍限度の衡量要素とすることについて根本的な疑問を持つものであります。

　　大阪国際空港事件最高裁判決は次のように述べております。「結局、前記公共的利益の実現は、被上告人らを含む周辺住民という限られた一部少数者の特別の犠牲の上でのみ可能であって、そこに看過することのできない不公平が存することを否定できない」。

　　公共性が高くなる程に受忍すべき限度も高くなるという論理は、大多数の国民が受ける公共的利益が大きくなるほど、一部少数者が受忍しなければならない特別の犠牲も大きくなるという不公平を拡大する思想であります。

　国家賠償法の立法精神はこのような不公平を是正することにあったはずであります。　　原判決の論理とはむしろ反対に、侵害行為の公共性が高いほど、その侵害行為により特別の被害を被っている少数者に対する賠償を厚くすることこそが公平の理念に立脚した解決であります。

　原判決は、この点においても是正されなければなりません。

　以上のとおりでございます。

上告理由第六点受忍限度論のうち　環境基準との関係について

湯　沢　誠

一　これまで騒音公害に関しヽ差止ないし損害賠償を求める裁判が多数提起され、判例の蓄積も極めて多い。判例が受忍限度をどのように考えているかを整理すると、例えばヽ麻ロープ製造工場事件についての名古屋高裁昭和四一年コー月コー日判決は「社会生活上一般に受忍すべき限度を超え、被控訴人の居住の静穏を侵害した違法なもの」と述べて損害賠償請求を認容し、これは最高裁昭和四二年一〇月三一日判決により支持されている（判例時報四九九号三九頁）。

　騒音公害訴訟の場合に具体的にどの程度の音量をもって受忍限度としているかであるが、例えば、大阪空港騒音訴訟第一審判決は「被害の程度を考えるについて見逃すことができないのは国がみずから定めた航空機騒音の環境基準において住居地域は七〇ＷＥＣＰＮＬ以下、その他の地域は七五ＷＥＣＰＮＬ以下とし、本件空港についての五年以内の改善目

　標を八五ＷＥＣＰＮＬ未満としている点である」とし、さらに「もとより環境基準は規制基準と異なり、公害対策を推進するための行政目標に過ぎないから、これを超えているからといってそのことだけで違法性を云々することはできないが、環境基準は多くの科学的調査研究に基づいて設定されるのであり、航空機騒音の環境基準も各種の調査研究等の資料に基づき、聴力損失等健康に係わる障害をもたらさないことを基本として設定されているわけである。従って原告ら居住地域におけるＷＥＣＰＮＬの数値も被害の程度を知り受忍限度を考える上での重要な尺度であると言わなければならない。」と述べている。

　同訴訟の高裁判決も同様の認定をし、損害賠償の点については最高裁判所も高裁の判断を支持している。この他騒音訴訟に関する圧倒的多数の判例が環境基準を受忍限度判断の重要な要素としているのである。

二　ところが、原判決は、「本件の場合、本件飛行場の沿革、周辺地域の事情のもとで被告による本件飛行場の使用及び供用行為の高度の公共性を考えると、これに基づく原告らの被害が前記のような情緒的被害、睡眠妨害ないし生活妨害のごときものである場合には、原則としてかかる被害は受忍限度内にあるものとしてこれに基づく慰謝料請求は許されない」と述べているのである。原判決は原告らが米軍及び自衛隊の軍用機によって睡眠妨害を受け、日常生活のさまざまな点で多大の生活上の妨害を蒙っている事実についてはこれを認めながら受忍限度内にあるとしているのである。深夜激甚な爆音を到達して原告ら多数住民が睡眠できない状態にあっても、受忍限度内というのである。これが常識的な判断と言えるのでしょうか。

　原判決は環境基準については「右環境基準は、政府が公害防止に関する基本的かつ総合的な施策を決定し、これを有効適切に実施するにあたっての行政上の努力目標を示す指標であり、そこで定められている数値も、達成し維持されることが望ましい値を示しているものであって、これが直接不法行為に基づく損害賠償請求の成立を基礎づける違法性ないし受忍限度判断の決定基準となったり、これが達成されないことにより周辺住民の健康被害や環境破壊等の事実の発生を推認させる要素となるものではないことは、その文言や証拠（略）によって認められる。

　これが制定に至る経緯等に徴しても明らかである。」と述べて、損害賠償請求の可否を判断する要素としない立場を取っている。

　しかしながら、原判決の右のような立場は、これまでの騒音訴訟の判例と真向から相反するものであり、とりわけ航空機騒音訴訟についてのりリーディングケースである大阪空港騒音訴訟判決を無視するものであり、判例違反として破棄も免れえないところである。

一　最後に航空機騒音についての環境基準の制定された経緯についてひとこと触れておきたい。

　公害対策基本法に基づき、中央公害対策審議会特殊騒音専門委員会が昭和四八年四月十二日に報告書を作成しているが、厚木基地については告示後一〇年を経た昭和五八年十二月二六日までに屋外においてＷＥＣＰＮＬ七五未満への暫定的な改善目標を達成すべきものとされていたにもかかわらず、さらにそれから九年も経た今日でも全く達成されていない。それどころかＰ３Ｃ対潜哨戒機の配備、第六航空隊の配備、夜間離着陸訓練の開始と被害を次々と拡大してきたのであり、国の責任は極めて重大であると言わざるを得ない。

お　わ　り　に

小　池　貞　夫

一　原判決の根底に一貫している価値判断の基準は、軍事基地の公共性を基地周辺住民の人権よりも優先　させるということであります。その価値判断を一見整合性のあるものに見せかけるため、ことさらに住民の被害の訴えを過小評価し、被害の実態を過小に事実認定したものであります。

　騒音は、多くの場合目に見える痕跡を残さないで消えてしまうという事柄の性質上、現実にその侵害行為に曝された者でない第三者には、その被害・苦痛を推し測ることがなかなか難しく、ともすれば一過性のものとして軽視され、無視されがちであります。

　しかし人間には想像力というものがあります。現実に体験しない事柄であっても、体験した者の言葉を聞き、科学的知識や良識に裏づけられた想像力を働かせることによって、体験に近い認識に迫ることができます。

　　先程、上告人の山口さんが訴えられたように、本当は最高裁判所の裁判官の皆さんにも、一度現地へお出で頂いて、実際に騒音を体験して頂くのが一番早道なのでしょうが、上告審としては手続上難しいことなのかもしれません。

　　原審の裁判官には検証の機会に現地へお出で頂き、騒音の一端を現実に体験して頂きましたが、上告人らの痛みを理解しては貰えませんでした。聞く耳を最初からもたなかった、というべきかもしれません。

　ですから、現実に体験した大は必ず正しい認識を手に入れ、体験しない大は正しい認識に迫れない、とは必ずしもいえないのです。先入見なく、虚心に体験することが正しい認識に至る条件です。

　私たちは、人権救済の最後の砦である最高裁判所の裁判官の皆さんが、先入見なく、すべての証拠を検討し、事実を直視した上で、健全な想像力を働かせて下さればヽ上告人らの被害の実態を充分理解し、その痛みを感じて頂けるであろうと信じて、きょうここに参りました。

二　ＮＬＰとは、いうまでもなく、夜間、基地の滑走路を航空母艦の甲板に見立てて、ジェット戦闘爆撃機が、タッチアンドゴーといわれる・着地と同時に急上昇する方法での離着艦の訓練をすることであります。本件厚木基地の場合、これが午後六時から午後一〇時までの間行われることになっていますが、この時間制限の定めはしばしば米軍によって破られ、訓練が早い時間に始められ、深夜にまで及ぶこともあります。

　本件基地の周辺は100万人の住民が密集しているベッドタウンであります。100万人の市民が午後6時から10時という最も家庭の団欒を楽しみ、睡眠に入ろうとする時間帯に、その100万人の団欒・休息の真ん中へ、空からジェット戦闘爆撃機が突っ込んできて、急角度で飛び立つという実戦さながらの空母離着艦訓練が行われるというのが、最高裁判所に、先入見なしにまず直視して頂きたい本件の基礎事実であります。

　そして騒音の程度ですが、たとえば、大和市の基地対策課の発表によると、今年の二月から三月にかけて一八日間行われたＮＬＰの際の騒音測定では、七〇ホン以上が五秒以上継続した回数に限っても二千回以上（平均すると一晩に111回という計算になります）、一晩の最高で201回、最高騒音は118ホンであった、とのことであります。118ホンというのはビルの工事現場並みの騒音であります。私たちは、残念ながら原審裁判所には期待できなかったこと、すなわちまずこれらの基礎事実を、公共性であれなんであれ、一切の先入見から離れて直視すること、そして良識ある想像力を働かせて正しい認識を得ること、を最高裁判所が行うことを切望するものです。

三　更に、「公共性」であります。既に上告理由書でも詳しく述べ、またきょうの弁論でも他の代理人が主張したとおり、私たちは被上告人・国が上告人らの訴えを斥けるべきだとする最大の論拠にしており、また残念ながら原判決も基本的に受け入れたところの、本件基地の公共性についての論理の立て方は、基本的に誤りであると考えております。その点を重ねては繰り返しませんが、一点だけ、仮にその論理の立て方を受け入れたと仮定しても、国や原判決のいう公共性というマジックワードは、もはや事実の裏付けを失っているということは最後にもう一度強調しておきたいと思います。いうまでもなく、最近の国際情勢の激変によって、現実のよりどころを失ったということであります。すなわち、ここ数年の間に起こった東欧圏の解体、ドイツの統でソ連邦の消滅、そしてその結果としてのワルシャワ条約機構の解体、冷戦構造の崩壊はアジアにおける国際関係にも根底的な影響を及ぼしており、既にヽ米軍基地のアジアからの撤退が現実にはじまっています。

　アメリカはフィリピンに総面積にするとシンガポール全土より広い軍事基地をもっており、中でも空軍のクラーク基地は飛行場部分だけでも沖縄の嘉手納基地の二五倍、海軍のスービック基地は陸上部分だけで横須賀基地の六三倍あるといわれ、つい最近まで、アメリカはどんなことがあってもこの両基地だけは手放すまいといわれていましたが、最終的に在フィリピンの米軍は完全撤退を余儀なくされ、スービック基地は今年一杯で撤退を完了することが決まったのです。もちろんさまざまな要因が働いてのことでしょうが、冷戦が終わったという国際情勢が最大の原因であることはいうまでもありません。

　このような状況の下では、被上告人・国が最大のよりどころとしヽ原判決も容認した本件基地の公共性論・重要性論は説得力のない空疎な響きしかもち得ません。

　最高裁判所が、正義に基づきヽ良識ある、明快な判決をされるよう、期待の言葉を述べて、上告人の弁論を終ります。